

杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業 補助金交付要綱

令和8年3月31日

杉並第69248号

(目的)

第1条 この要綱は、介護職の給与水準が他業種と比較して低いことや、住宅コスト等が高いという杉並区（以下「区」という。）を含む東京都の地域特性を考慮し、国が介護職の処遇改善に必要な見直しを講じるまでの間、介護人材の確保定着に向けた取組を支援するため、令和8年度東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金の交付決定を受けた事業者で、区内で介護サービス事業を提供する事業所及び施設（以下「事業所等」という。）を運営する者に対して、当該事業所等で雇用する職員に居住を支援する手当を支給するために必要な費用を区が補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、令和8年度東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱（令和8年3月12日7福祉高介第1712号。以下「都要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助の対象)

第3条 この要綱による補助対象者は、都要綱の規定による居住支援特別手当の交付決定を受け、介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員若しくは支援相談員（以下「介護職員」という。）又は介護支援専門員若しくは計画作成担当者（以下「介護支援専門員」という。）に対し当該手当を支給している別表第1に定める事業所等とする。

ただし、次に掲げる者が運営する法人の事業所等は、事業の対象外とする。

- (1) 暴力団（杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法またはこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

(杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当)

第4条 この要綱における「杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当（以下「居住支援手当」という。）」とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 就業規則又は給与規程等での規定

事業者の就業規則又は給与規定等従業員の給与を定める規程（以下「就業規則又は給与規程等」という。）により居住支援手当として規定され、介護職員又は介護支援専門員へ支給する手当であること。ただし、従業員が10人未満の法人で就業

規則又は給与規程等を定めていない場合は、従業員ごとに作成する労働条件通知書により、居住支援手当が定められていること。

(2) 支給方法

手当の支給対象となる職員に対し、原則として各月ごとに支給されるものであること。ただし、複数の事業所等において補助対象となる勤務時間数を満たす介護職員又は介護支援専門員に対しては、いずれか一の事業所等において支給するものとする。

(3) 役員報酬の取扱い

就業規則又は給与規程等の適用を受けない役員においては、役員報酬において居住支援手当相当額が支給されているものとみなす。

(4) 対象職員への居住支援手当支給額

対象職員への居住支援手当支給額は、次のとおりとする。

ただし、事業者における就業規則又は給与規程等（従業員が 10 人未満の法人における従業員ごとの労働条件通知書を含む。）において、次に定める支給額と異なる額を定めることを妨げるものではない。

ア 介護支援専門員 1人あたり月額 10,000 円

イ 介護職員のうち、勤続年数が同一法人内で 6 年目以上の者（役員を除く。）
1人あたり月額 10,000 円

ウ 役員で、介護職員としての業務に係る実労働時間が週 20 時間以上又は月 80 時間以上である者 1人あたり月額 10,000 円

（補助対象経費、補助基準額、補助率および補助金の額の算定方法）

第 5 条 補助対象経費、補助基準額、補助率および補助金の額の算定方法は、別表第 2 のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添付して、区長が別に定める日までに区長宛てに提出するものとする。

ただし、申請は事業所等の単位ではなく、事業所等を運営する法人単位で行うものとし、第 10 条に規定する変更交付申請及び第 15 条に規定する実績報告においても同様とする。

2 申請者は、前項の規定により申請書を提出するときは、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定める方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 電子申請方式 申請者が電子申請により申請書及び前項に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を区長宛てに提出する方式

(2) 郵送申請方式 申請者が申請書等を郵送により区長宛てに提出する方式

(3) 窓口申請方式 申請者が申請書等を区長が指定する窓口に出す方式
(交付の決定等)

第 7 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、次条に掲げる条件を付して補助金の交付を決定し、杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、その

決定の内容を申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の審査の結果、給付金を支給しないことを決定したときは、杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業補助金不支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（補助条件）

第8条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付す。

（申請の撤回）

第9条 申請者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の撤回をすることができるものとする。

（変更交付申請）

第10条 第7条の規定に基づき交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合の手続は、第6条の規定に準じて、杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に関係書類を添付して、事情の変更した日から区長が別に定める日までにこれを行うものとする。

（変更交付の決定等）

第11条 区長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、第8条に掲げる条件を付して補助金の変更交付を決定し、杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により、その決定の内容を交付決定者に通知する。

（社会福祉法人の交付申請等）

第12条 第6条から第11条までの規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする社会福祉法人にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第4号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和57年杉並区規則第25号）の例によるものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業補助金請求書（第6号様式）を区長が別に定める日までに区長宛てに提出し、当該補助金の支払いを請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 区長は、前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査し、適当と認める場合は、補助金を交付する。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、当該補助金に基づく手当の支給が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業補助金実績報告書（第7号様式）を、区長が別に定める日までに区長宛てに提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

第 16 条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当事業補助金交付額確定通知書（第 8 号様式）により交付決定者に通知する。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、保健福祉部高齢者担当部長が別に定める。

（準用）

第 18 条 この補助金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和 2 年杉並区規則第 24 号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、令和 13 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付決定された補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。
- 4 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、補助対象者が第 4 条に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、令和 8 年 4 月から当該就業規則は給与規定等が整備された日までの期間に係る居住支援手当を、まとめて支給することができる。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象とする介護保険法に基づく事業種別等

1	介護老人福祉施設
2	介護老人保健施設
3	介護医療院
4	訪問介護
5	（介護予防）訪問入浴介護
6	通所介護
7	（介護予防）通所リハビリテーション
8	（介護予防）短期入所生活介護
9	（介護予防）短期入所療養介護
10	（介護予防）特定施設入居者生活介護
11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
12	夜間対応型訪問介護
13	（介護予防）認知症対応型通所介護
14	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
15	看護小規模多機能型居宅介護

16	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
17	地域密着型特定施設入居者生活介護
18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
19	地域密着型通所介護
20	居宅介護支援
21	介護予防支援

別表第2 (第5条関係)

補助対象経費および補助金額の算定方法

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
第4条に定める杉並区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る経費(以下「手当支給経費」という。)及びその支給に伴って事業者が納付の義務が生じる社会保険料の雇用主負担に係る経費相当分(手当支給経費に15パーセントを乗じた額)	(1) 介護支援専門員 1人当たり月額10,000円 (2) 介護職員のうち、勤続年数が同一法人内で6年目以上の者(役員を除く。) 1人当たり月額10,000円 (3) 役員で、介護職員としての業務に係る実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上である者 1人あたり月額10,000円 (4) 社会保険料雇用主負担額に相当する額として(1)～(3)までの合計額に15パーセントを乗じた額	10/10	第1欄に定める補助対象経費と第2欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

別記

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１）区長は、交付決定者が提出する実績報告書又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、交付決定者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、区長は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （１）区長は、本要綱第 16 条の調査等の結果、当該補助金に基づく手当の支給が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置を取ることを命じる。
- （２）本要綱第 15 条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- （１）区長は、交付決定者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- エ 労働基準法の違反により罰金刑以上の刑に処された場合。
- オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、本補助要綱第2条に定める暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、本要綱第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

区長は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じる。

8 違約加算金及び延滞金

(1) 区長は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定事業者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

(2) 区長は、交付決定事業者に対し、補助金等の返還を命じた場合において、交付決定事業者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

(3) 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(4) 第1項の規定による違約加算金は、補助事業の成果等を勘案し、決定するものとする。

9 違約加算金の計算

8(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

10 延滞金の計算

8(2)の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞

金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

11 他の補助金等の一時停止等

交付決定者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

12 関係書類及び帳簿の整理保管

交付決定者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。